

## 丸亀市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき団体が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

令和6年6月26日

丸亀市監査委員 山本 一 清

丸亀市監査委員 東 由 美

### 1 措置を講じた部局

公益財団法人丸亀市スポーツ協会

飯山南コミュニティ「飯山南コミュニティ協議会」

郡家コミュニティ「郡家校区地域づくり推進協議会」

### 2 監査実施日及び監査の種類

令和5年8月25日から9月26日まで

財政援助団体監査（公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む）

### 3 監査の結果に関する報告の提出日

令和6年3月22日

### 4 措置通知年月日

令和6年5月14日付け

### 5 指摘事項及び講じた措置の内容

別紙のとおり

## 令和5年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

### 1. 公益財団法人丸亀市スポーツ協会

#### (1) 改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	○感熱紙レシートを会計資料として貼付しているものがあるが、感熱紙は保存状況によって印字が消える恐れがある。丸亀市スポーツ協会の経理規程では会計帳簿、証ひょう書類等は10年保存であることから、後日に備えて原本とともにコピーも合わせて貼付すること。	ご指摘頂きましたとおり改善いたします。
指定管理委託料に関する事項	○時間外勤務命令簿の適切な管理や有給休暇の取得について、労働基準法を再確認の上、労務管理を徹底すること。 ○一部の支払いで検収確認がないまま支払いを終えているものがあつた。支払内容に関わらず、支出の際には検収確認を行うこと。 ○市からの委託事業において、委託事業の完了届が事業完了日より2か月後に提出されているものがあつた。事業完了届は速やかに提出すること。 ○契約書に押印がないものがあつた。気をつけること。	ご指摘頂きましたとおり労働基準法を再確認の上、労務管理を徹底いたします。 ご指摘頂きましたとおり改善いたします。 ご指摘頂きましたとおり改善いたします。 ご指摘頂きましたことが今後ないようにいたします。

#### (2) 検討すべき事項(意見)

なし

## 2. 「飯山南コミュニティ協議会」 飯山南コミュニティ

### (1)改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
共通事項	<p>○証憑書類等綴について、支出伺と受入伺をそれぞれ分けて綴じること。</p> <p>○法の郷おでかけ号事務処理にかかるパート代は、コミュニティ会計からの支出とすること。</p> <p>○コミュニティ会計よりペットボトルのお茶を購入し、その販売した料金を指定管理会計へ入金しているが、コミュニティ会計への入金が適正である。</p>	<p>令和6年度より、支出伺いと受入伺いを別ファイルとしました。</p> <p>法の郷おでかけ号事務処理にかかるパート代は、コミュニティ会計からの支出としました。</p> <p>コミュニティ会計より支出していたペットボトルのお茶の販売代金は、コミュニティ会計への入金処理に改めました。</p>
指定管理委託料に関する事項	<p>○要件等の規定、委託者の了承が無いにもかかわらず、休暇の買取を行っている。</p>	<p>従前より、日々の時間外勤務や休日勤務を振替休として処理しておりましたが、今回、振替休を月次で消化できずに繰り越したものを予算の人件費の範囲内で清算したものです。</p> <p>しかし、本来は、月次の時間外としてその都度清算するべきでしたので、就業規則等の見直しを含め、次年度以降改めます。</p>

### (2)検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	<p>○金銭出納について、法の郷いきいきまつり 2020 の残金を繰入れているが、受入伺に収支報告書等使用した額の分かる資料を添付しておくこと。</p>	<p>いきいきまつりの収支については別出納帳簿を作成し、終了後にはコミュニティ協議会に戻し入れをしていますので、戻し入れ時に出納簿を添付します。</p>
指定管理委託料に関する事項	<p>○センターの使用許可事務について、申請書はあるが施設利用管理簿に記録の無いものが多数ある。利用者数の確実な把握のためにも、管理方法等を検討すること。</p>	<p>施設利用管理簿の記入の仕方を月別に変更し、管理しやすくしました。また、無料扱いの団体の利用管理簿未記入がありましたので、書式を変更し漏れのないように修正しました。</p>

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
指定管理委託料に関する事項	<p>○金銭出納について、実際に領収した金額から還付を行った金額を差引いた額を収入額としているが、総計予算主義の原則(地方自治法第二百十条)により、収入額と支出額はそれぞれ全額を別々に計上すること。</p> <p>○働き方改革により、2019年4月5日から年5日の年休を労働者に取得させることが使用者の義務となっているところであるが、職員の有給休暇が取れていない。</p>	<p>還付金の費目を使い、領収後キャンセルなどにより還付を行った金額は、全額計上に改めました。</p> <p>今年度より、職員の有給休暇消化と勤務時間内に業務を終わらせるよう努力します。</p>

### 3.「郡家校区地域づくり推進協議会」郡家コミュニティ

#### (1)改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
指定管理委託料に関する事項	<p>○印刷機の利用料について、1 円未満の端数処理方法を統一すること。</p> <p>○図書室は常に誰もが利用できるよう、占有的な使用は認めないこと。</p>	<p>統一します。</p> <p>前向きに検討します。</p>
補助金に関する事項	<p>○金銭出納について、健康診断料の支出科目は委託料ではなく福利厚生費である。</p>	<p>今後、福利厚生費からの支出とします。</p>

#### (2)検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
共通事項	<p>○指定管理とコミュニティに関する書類等が同じファイルに綴じられている。区別すること。</p> <p>○出勤簿等鉛筆書きとなっている書類が多数見受けられる。後日の改ざん防止等に備え、ペン書きとすること。</p>	<p>区別します。</p> <p>ペン書きとします。</p>
指定管理委託料に関する事項	<p>○金銭出納簿について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書等はクリップやホッチキス止めは行わず、支払い書の裏面に糊で貼ること。</li> <li>・バインダーに綴るためパンチ穴を開ける際、請求書等の金額部分に穴が開かないように注意すること。</li> <li>・修正等の必要がある場合は、修正液等の使用は控え、「ペン書き・二重線・訂正印又はサイン」にて修正すること</li> </ul>	<p>クリップやホッチキス止めは行わず、糊で貼ります。</p> <p>折り込み等により、対応します。</p> <p>修正液等の使用は控え、「ペン書き・二重線・訂正印又はサイン」にて修正します。</p>

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
指定管理委託料に関する事項	<p>○センターの使用許可事務について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料等免除団体一覧表を作成すること。</li> <li>・使用許可申請書に許可証発行年月日を記載すること。</li> <li>・申請書はあるが、施設利用管理簿に記録の無いものが多数ある。利用者数の確実な把握のためにも、管理方法等を検討すること。</li> </ul> <p>○会長印の押印がある雇用通知書の原本が綴られているが、原本は被雇用者が保管し、雇用者はその写しを保管すること。</p>	<p>作成します。 記載します。 管理簿への記録漏れがないように、管理方法等を検討します。</p> <p>分かりました。そのように致します。</p>